賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令

賃金構造基本統計調査規則（昭和二十九年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式

厚生労働省

秘　賃金構造基本統計調査 調査票

（令和　年６月分）

政府統計

枚目

統計法に基づく基幹統計調査

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

記入上の注意

1．６月30日現在又は６月１日から６月30日までの期間の状況について記入してください。
2．調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
3．調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を１つだけ○で囲んでください。

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号

記入担当者氏名及び連絡先

連絡先　（　　）　　－
電話番号　　（内線　　番）

主要な生産品の名称又は事業の内容

1．事業所に係る事項

事業所の名称及び所在地	
法人番号	

（注）個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー（個人番号）の記入はしないでください。

区分			労働者数	抽出率
事業所の常用労働者数 常用労働者とは、・期間を定めずに雇われている労働者 又は ・１か月以上の期間を定めて雇われている労働者 をいいます。	正社員・正職員 貴事業所において正社員・正職員とする者	男女計		常用労働者 1
		うち、女		
	正社員・正職員以外 常用労働者のうち「正社員・正職員」以外の者	男女計		
		うち、女		
事業所の臨時労働者数 常用労働者に該当しない労働者（日々又は１か月未満の期間を定めて雇われている労働者）				臨時労働者 1

企業全体の常用労働者数 貴事業所が属する企業全体（本社、支社、工場、営業所等）の常用労働者の総数をいいます。		
	5000人以上	1
	1000～4999人	2
	500～999人	3
	300～499人	4
	100～299人	5
	30～99人	6
	10～29人	7
	5～9人	8

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

※この欄は最後にご記入ください

記入労働者数 ※下の表部分（２．労働者に係る事項）に記入した人数（２枚目以降を含みます）を記入してください。			
	常用労働者	正社員・正職員（男女計）	
		正社員・正職員以外（男女計）	
	臨時労働者		

2．労働者に係る事項

(1) 一連番号	(2) 性	(3) 雇用形態					(4) 就業形態	(5) 最終学歴							(6) 新規学卒者	(7) 年齢	(8) 勤続年数	(9) 役職番号	(10) 職種番号	(11) 経験年数	(12) 実労働日数	(13) 所定内労働時間数	(14) 超過労働時間数	(15) きまって支給する現金給与額		(16) のうち超過労働給与額	(17) 昨年１年間の賞与、期末手当等特別給与額			(18) 在留資格番号	備考
		常用労働者				臨時労働者																									
		正社員・正職員		正社員・正職員以外																											
	男　女	期間の定め無	期間の定め有	期間の定め無	期間の定め有	臨時労働者	一般　短時間	中学　高校　専門学校　高専・短大　大学　大学院　不明							新規学卒者	歳	年		1年未満の端数は切り捨ててください。	1年未満　1～4年　5～9年　10～14年　15年以上	日	時間	時間	百万　千　円		千　円	百万　千　円				
01	1 2	1	2	3	4	5	1 2	1 2 3 4 5 6 9							1					1 2 3 4 5											
02	1 2	1	2	3	4	5	1 2	1 2 3 4 5 6 9							1					1 2 3 4 5											
03	1 2	1	2	3	4	5	1 2	1 2 3 4 5 6 9							1					1 2 3 4 5											
04	1 2	1	2	3	4	5	1 2	1 2 3 4 5 6 9							1					1 2 3 4 5											
05	1 2	1	2	3	4	5	1 2	1 2 3 4 5 6 9							1					1 2 3 4 5											
06	1 2	1	2	3	4	5	1 2	1 2 3 4 5 6 9							1	歳	年			1 2 3 4 5	日	時間	時間	百万　千　円		千　円	百万　千　円				
07	1 2	1	2	3	4	5	1 2	1 2 3 4 5 6 9							1					1 2 3 4 5											
08	1 2	1	2	3	4	5	1 2	1 2 3 4 5 6 9							1					1 2 3 4 5											
09	1 2	1	2	3	4	5	1 2	1 2 3 4 5 6 9							1					1 2 3 4 5											
10	1 2	1	2	3	4	5	1 2	1 2 3 4 5 6 9							1					1 2 3 4 5											

附　則

この省令は、公布の日から施行する。